



シンボルマーク

幸せの芽生えを示す四つ葉のクローバーをバックに、民生委員の「み」の文字と児童委員を示す双葉を組み合わせ、平和のシンボルのハトをかたどって、愛情と奉仕を表しています。

民生委員・児童委員 活動の歴史

大正 6 年	岡山県で民生委員制度の源といわれる「救世顧問制度」が発足
7 年	大阪府で「方面委員制度」が発足
昭和 3 年	方面委員制度が全国に普及
11 年	方面委員令公布。全国で統一的に運用されるようになる
13 年	厚生省設置、社会事業法公布
21 年	民生委員令公布（方面委員は民生委員と改称）
22 年	児童福祉法公布（民生委員は児童委員に充てられる）
23 年	民生委員法公布
26 年	民生委員信条制定
30 年	民生委員・児童委員協議会を組織
43 年	「在宅ねたきり老人実態調査」
46 年	<丈夫な子どもを育てる母親運動>
52 年	「老人介護の実態調査」
59 年	<心豊かな子どもを育てる運動>
60 年	「在宅痴呆性老人の介護者実態調査」
平成 6 年	主任児童委員制度の創設
9 年	「子どもと子育てに関するモニター調査」
12 年	民生委員法、児童福祉法の一部改正

民生委員の基本的性格

自主性
常に住民の立場に立ち、地域のボランティアとして自発的・主体的な活動を行います。

奉仕性
誠意を持ち、地域住民との連携を保ち、常に謙虚に活動を行うとともに、関係行政機関の業務に協力します。

地域性
一定の担当地区を基盤として、適切な活動を行います。

民生委員の働き

気軽に相談ください
地域住民が抱える、悩みや心配事の相談を受け、その解決のお手伝いをします。

福祉サービスを紹介するパイプ役です
要望に適した福祉サービスを、関係機関と相談して紹介します。

福祉情報をお知らせします
福祉サービスが利用できるようなお手伝いをします。



民生委員・児童委員とは

民生委員は、社会奉仕の精神をもって、常に相手の立場に立ちながら要援助者に対して相談に応じ、必要な援助を行っています。

また、民生委員は同時に児童委員を委嘱されています。

児童委員は、児童および妊産婦、母子家庭などの社会福祉の増進に努めています。



▲高齢者が楽しく集える「ふれあい いきいきサロン」の運営に、協力員として携わっています（ふれあい森山団地サロンにて）

広げよう 地域に根差した 思いやり

ご存じですか!
民生委員
児童委員

福祉のアンテナを立てています
地域福祉の問題や要求を把握するところから始まります。

皆さんの声を届けます
福祉のまちづくりのため、皆さんの声を行政機関に届けます。

専門機関を紹介します
問題解決のため、適切な専門機関を紹介します。

児童委員の働き
児童および妊産婦、母子家庭などに関し、同様の働きを行います。

市民生児童委員協議会

現在、市内において99人の民生児童委員が活動しています。それぞれが、担当する市内7つの地区協議会に所属しながら、4つの部会（更正援護部会、児童部会、高齢福祉部会、主任児童委員部会）で活動をしています。また、会長以下8人で構成する役員会が設置され、総称で市民児協となっています。

※詳細については、福祉課（内線316）へ